

1 - 2 激量業務共通仕様書

測量業務共通仕様書

(目 次)

第1章 総則

第101条	適用	1-2- 1
第102条	用語の定義	1-2- 1
第103条	業務の着手	1-2- 3
第104条	測量の基準	1-2- 3
第105条	作業の実施	1-2- 3
第106条	設計図書の点検	1-2- 3
第107条	調査職員	1-2- 3
第108条	管理技術者	1-2- 3
第108条の2	照査技術者及び照査の実施	1-2- 4
第108条の3	担当技術者	1-2- 4
第109条	提出書類	1-2- 4
第110条	打合せ等	1-2- 5
第111条	作業計画書	1-2- 5
第112条	資料の貸与及び返却	1-2- 5
第113条	関係官公庁への手続き等	1-2- 6
第114条	地元関係者との交渉等	1-2- 6
第115条	土地への立入り等	1-2- 6
第116条	成果物の提出	1-2- 7
第117条	関係法令及び条例の遵守	1-2- 7
第118条	検査	1-2- 7
第119条	修補	1-2- 8
第120条	条件変更等	1-2- 8
第121条	契約変更	1-2- 8
第122条	委託期間の変更	1-2- 9
第123条	一時中止	1-2- 9
第124条	発注者の賠償責任	1-2- 9
第125条	受託者の賠償責任	1-2- 9
第126条	部分使用	1-2-10
第127条	再委託	1-2-10
第128条	成果物の使用等	1-2-10
第129条	守秘義務	1-2-10
第130条	安全等の確保	1-2-10
第131条	臨機の措置	1-2-12

第132条	履行報告	1-2-12
第133条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-2-12

第 1 章 総 則

第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、広島市の発注する測量作業（以下「測量作業」という。）に係る測量業務の委託契約書、広島市委託契約約款（建設コンサルタント等業務用A及びB）（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面及び委託設計書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、図面、委託設計書又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は調査職員に確認して発注者の指示を受けなければならない。
5. 設計業務及び地質、土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
6. その他、「調査・設計・測量業務等共通仕様書」（平成16年7月国土交通省中国地方整備局監修）を参考使用することができる。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、市長をいう。
2. 「受託者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約約款第10条第1項に規定する者をいう。
4. 「検査職員」とは、測量作業の完了の検査にあたって、契約約款第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、測量作業の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約約款第11条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約約款第12条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「契約書」とは、委託契約書及び契約約款をいう。
9. 「設計図書」とは、仕様書、図面、委託設計書、業務に関する説明書及び業務に関する説明書に対する質問回答書をいう。
10. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
11. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
12. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は

特別な事項を定める図書をいう。

13. 「委託設計書」とは、測量作業に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
14. 「業務に関する説明書」とは、測量作業の入札等に参加するものに対して発注者が当該測量作業の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、業務に関する説明書についての入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、発注者又は調査職員が受託者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について発注者若しくは調査職員又は受託者が書面により同意することをいう。
19. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
20. 「提出」とは、受託者が発注者又は調査職員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
21. 「報告」とは、受託者が発注者又は調査職員に対し、測量作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「通知」とは、発注者が受託者に対し、あるいは受託者が発注者に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めるることをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は捺印したものと有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を提出するものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
27. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量作業の完了を確認することをいう。
28. 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、調査の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「修補」とは、発注者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を見た場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
30. 「協力者」とは、受託者が測量作業の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
31. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。
32. 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、

書面をもって同意を求めることをいう。

33. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。

第103条 業務の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量作業の実施のため調査職員との打合せを行うこと、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 測量の基準

測量の基準は広島市公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（平成14年国土地発第422号）（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは発注者の指示によるものとする。

第105条 作業の実施

測量作業は「規程」により実施するものとする。

第106条 設計図書の点検

受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

第107条 調査職員

1. 発注者は、測量作業における調査職員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約約款第10条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により調査職員が、受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 管理技術者

1. 受託者は、測量作業における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上的一切の事項を処理するものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能でなければならぬ。
4. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある測量作業等の受託者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。

5. 受託者又は管理技術者は、屋外における測量作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量作業が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
6. 管理技術者は第108条の2第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

第108条の2 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受託者は、測量作業における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者でなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書等に定める又は調査職員の指示する業務の項目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書（※）としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

〔※参考図書：

「設計・測量チェックマニュアル」（平成13年4月 広島県土木建築部技術指導室）〕

第108条の3 担当技術者

1. 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するものとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
4. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第109条 提出書類

1. 受託者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、第三者による代理受領に関する書類、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際、指定した書類を除く。
2. 受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受託者は、契約時又は完了時において、委託契約金額500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情

報総合センターにフロッピーディスク、又は公衆回線を通じたオンラインで提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

第110条 打合せ等

1. 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 測量作業着手時、及び設計図書で定める調査の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互確認しなければならない。
3. 受託者は、支給材料を受領したときは、支給品受領書を発注者に提出しなければならない。また、受託者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算ができるものについてはその時点）には、支給品使用状況報告書を発注者に提出しなければならない。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第111条 作業計画書

1. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に作業計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 作業概要	(2) 実施方針
(3) 作業工程	(4) 作業組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の内容、部数
(7) 使用する主な図書及び基準	(8) 連絡体制（緊急時含む）
(9) 使用する主な機器	(11) その他

なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
3. 受託者は、作業計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
4. 発注者は、委託期間又は設計図書が変更された場合において、必要があると認めるときは、受託者に対して変更作業計画書の提出を請求することができる。
5. 発注者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 受託者からの請求があった場合で、発注者が必要と認めたときは、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとする。ただし、各種基準、参考

図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

2. 受託者は、関係資料等を借用した場合は、貸与品借用書を発注者に提出するものとする。
3. 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなったときはただちに発注者に返却するとともに、貸与品返還書を提出するものとする。
4. 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱わなければならない。万一、滅失又は損傷した場合には、貸与品（支給品）滅失・き損報告書を発注者に提出し、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第114条 地元関係者との交渉等

1. 契約約款第13条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者が行うものとするが、発注者の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託者は、設計図書の定め、あるいは発注者の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を隨時発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受託者は測量作業等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会とともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第115条 土地への立入り等

1. 受託者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約約款第14条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受託者は、測量作業実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは作物を一時使用する時は、あらかじめ発注者に報告するものとし、報告を受けた発注者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、発注者の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。

3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は発注者と協議により定めるものとする。

4. 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付申請書を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第116条 成果物の提出

1. 受託者は測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は委託期間途中においても、成果物を部分引渡しするものとする。

3. 受託者は、成果物において使用する計量単位系は従来の単位の他、国際単位系（SI）を併記するものとする。

4. 受託者は、特記仕様書に電子納品対象業務と記載されている業務については、国土交通省の定めた電子納品要領（案）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「要領」で特に記載が無い項目については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、「広島市電子納品の手引」を参考にするものとする。

第117条 関連法令及び条例の遵守

1. 受託者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関連諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検査

1. 検査の種類は、契約約款第32条第2項に規定する完了検査、契約約款第38条第1項、第38条第2項及び第46条第2項に規定する部分完了検査とする。

2. 受託者は、契約約款第32条第1項の規定に基づき、業務完了通知書又は業務部分完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了させ、調査職員に提出しなければならない。

3. 発注者は、測量作業の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。検査において受託者は、これに必要な書類及び資料等を整備するとと

もに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。

4. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 測量作業成果物の検査
- (2) 測量作業管理状況の検査

測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「広島市電子納品の手引」を参考にするものとする。

5. 発注者は、検査が完了したときには、契約約款第32条第2項の規定に基づき、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第119条 修補

1. 発注者は、検査の結果、修補の必要がある場合には、受託者に対して修補の部分及び期限を明示した業務完了検査不合格通知書又は業務部分完了検査不合格通知書を交付し、修補の指示を行うものとする。
2. 受託者は、検査に合格しないときは契約約款第32条第5項の規定に基づき、直ちに修補を行わなければならない。
3. 受託者は、修補が完了したときは、修補完了通知書を発注者に提出し、直ちに再検査を受けなければならない。
4. 発注者は、契約約款第32条第2項の規定に基づき再検査の結果を受託者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 調査職員が、受託者に対して測量作業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量作業の変更」という。）の指示を行う場合の書面は業務打合せ簿によるものとする。
2. 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を発注者に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。
 - (1) 第115条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量作業の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量作業内容の変更により委託契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 委託期間の変更を行う場合
 - (3) 発注者と受託者が協議し、測量作業履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約約款第31条の規定に基づき委託契約金額の変更に代えて契約図書の変更を行

う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。
 - (1) 第120条の規定に基づき発注者が受託者に指示した事項
 - (2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者と受託者との協議で決定された事項

第122条 委託期間の変更

1. 発注者は、受託者に対して測量作業の変更の指示を行う場合において委託期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量作業の一時中止を指示した事項であっても、残委託期間及び残作業量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合には、委託期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受託者は、契約約款第23条の規定に基づき、委託期間の延長が必要と判断した場合には、委託期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約約款第24条に基づき、発注者の請求により委託期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。

第123条 一時中止

1. 契約約款第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、測量作業の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量作業の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受託者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合には、測量作業の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受託者は測量作業の現場の保全については、発注者の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、契約約款の規定に基づき、損害の賠償を行わなければならない。
2. 発注者は、契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合、損害

の賠償を行わなければならない。

第125条 受託者の賠償責任

1. 受託者は、契約約款の規定に基づき、損害の賠償を行わなければならない。
2. 受託者は、その責により損害が生じた場合、損害の賠償を行わなければならない。

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第34条の規定に基づき受託者に対して引渡し前における成果物の全部または一部の使用を請求することできるものとする。
 - (1) 別途測量作業等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受託者は、部分使用に同意した場合は、成果物使用承諾書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に再委託することはできない。
2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受託者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければならない。
なお、協力者は、広島市の測量業務競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果物の使用等

1. 受託者は、契約約款第7条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共に、成果物を発表することができる。
2. 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1. 受託者は、契約約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受託者は、成果物の発表に際しての守秘義務については、第128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第130条 安全等の確保

1. 受託者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受託者は、屋外で行う測量作業の実施に際しては、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受託者は、測量作業現場に別途測量作業又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受託者は、測量作業実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
3. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受託者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受託者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受託者は、屋外で行う測量作業の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託者は、測量作業現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
7. 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受託者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限ににくい止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

9. 受託者は、屋外で行う測量作業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに発注者に提出し、発注者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。
2. 発注者又は調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況を記録した書面（業務週報等）を発注者に提出しなければならない。

第133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ発注者と協議するものとする。
2. 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって発注者に提出しなければならない。